# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年11月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社オウチーノ |
| 【英訳名】 | 0-uccino,Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　井端　純一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋二丁目14番１号 |
| 【電話番号】 | ０３－５４０２－６８８７（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CFO　村田　吉隆 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区東新橋二丁目14番１号 |
| 【電話番号】 | ０３－５４０２－６８８７（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CFO　村田　吉隆 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当　900,047,100円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成28年11月14日付で四半期報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、平成28年10月28日付で提出した有価証券届出書及び平成28年11月11日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該四半期報告書を「第四部　組込情報」に追加し、また、当該臨時報告書を「第三部　追完情報」に追加するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部　追完情報
第四部　組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

# 第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第２四半期)（以下「本有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年10月28日)までの間において、生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年10月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（以下省略）

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第３四半期)（以下「本有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年11月14日)までの間において、生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年11月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（以下省略）

（訂正前）

2．臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年10月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（以下省略）

（訂正後）

2．臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年11月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（中略）

(平成28年11月14日提出の臨時報告書)

## １．提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## ２．報告内容

### (1)当該事象の発生年月日

平成28年11月14日(取締役会決議日)

### (2)当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社スペースマゼラン（以下、スペースマゼラン社）におきまして、たな卸資産評価損、貸倒引当金繰入額および為替差損を計上いたしました。

#### ①たな卸資産評価損

スペースマゼラン社が保有する販売用不動産について、平成28年10月28日開催の当社取締役会決議によるプロパティ事業撤退に起因する収益性の見直しを行いました。その結果、たな卸資産評価損を特別損失として計上いたしました。

#### ②貸倒引当金繰入額および為替差損

平成28年10月18日提出の臨時報告書に記載のとおり、スペースマゼラン社のStandard Property Group Co,Ltd（以下、Ｓ社）に対するモンゴル国ウランバートル市のアパートメント売買契約に関わる前渡金161,902千円について、取立不能または取立遅延のおそれが生じました。

当該前渡金について未収入金に振り替える会計処理を行い、また、Ｓ社が開示した財務諸表及び為替レートの推移を考慮し、以下のとおり貸倒引当金繰入額および為替差損を計上いたしました。

(ⅰ)貸倒引当金繰入額

財務内容評価法により、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しました。

(ⅱ)為替差損

未収入金（1,300,000 US ドルを1US ドル＝124.54 円として換算）を当第３四半期末時点の為替相場（1US ドル＝101.12 円）で評価替えし、為替差損を営業外費用として計上しました。

### (3)当該事象の損益並びに連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成28年12月期第３四半期連結累計期間において、特別損失としてたな卸資産評価損22,337千円、販売費及び一般管理費として貸倒引当金繰入額12,041千円、営業外費用として為替差損30,446千円を計上いたしました。

# 第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年３月25日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度<br>(第14期第２四半期) | 自　平成28年４月１日<br>至　平成28年６月30日 | 平成28年８月10日<br>関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年５月20日<br>関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年６月１日<br>関東財務局長に提出 |

（以下省略）

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年３月25日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度<br>(第14期第３四半期) | 自　平成28年７月１日<br>至　平成28年９月30日 | 平成28年11月14日<br>関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年５月20日<br>関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度<br>(第13期) | 自　平成27年１月１日<br>至　平成27年12月31日 | 平成28年６月１日<br>関東財務局長に提出 |

（以下省略）

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月14日

株式会社オウチーノ
　取締役会　御中

誠栄監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田　村　和　己 | 印 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森　本　晃　一 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウチーノの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成28年７月１日から平成28年９月30日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年１月１日から平成28年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウチーノ及び連結子会社の平成28年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項
１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月28日開催の取締役会において、普通株式に対する公開買付に関して賛同の意見を表明することを決議している。また、同日開催の取締役会において、本公開買付が成立した場合、第三者割当の方法により新株式を発行すること並びに第三者割当の方法により自己株式を処分することについても決議している。
２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月28日開催の取締役会において、プロパティ事業の撤退を決議している。

その他の事項
会社の平成27年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年11月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成28年３月25日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。